

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400057 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2400038 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 4 月 21 日まで

労働審判の申立てを行ったところ、A社から、未払いだった時間外手当が支払われ、雇用保険の賃金額が訂正されたので、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額も訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る雇用保険被保険者離職票－2によると、令和元年 10 月 21 日から離職日（令和 2 年 4 月 20 日）までの賃金額が、令和 5 年 9 月 29 日にB公共職業安定所の職権により訂正されている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているが、A社から提出された請求者の賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び請求者から提出された給与支払明細書によると、請求者は、請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されているところ、同社は、請求者に係る労働審判が通常訴訟に移行した後、請求者と裁判上の和解が成立し、請求者に対し解決金を支払ったが、未払いの時間外手当を支払ったわけではなく、あらためて請求者の厚生年金保険に係る届出、保険料控除等は行っていない旨回答及び陳述している。

また、請求者及びA社から提出された上記訴訟に係る第1回口頭弁論調書（和解）（C地方裁判所における期日：令和 4 年 * 月 * 日）の和解条項には、雇用契約が令和 2 年 4 月 20 日付けで終了したことを相互に確認する旨、また、同社について請求者に対する解決金の支払義務がある旨記載されているものの、当該解決金の算出根拠、内訳等の記載はなく、未払いの時間外手当の存否、金額等は不明である。

さらに、請求者の請求期間（令和元年 9 月から令和 2 年 3 月まで）に係る厚生年金保険の標

標準報酬月額の定時決定は、平成31年4月、令和元年5月及び同年6月に受けた報酬に基づき算出されるところ、日本年金機構から提出された請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された平成31年4月、令和元年5月及び同年6月の報酬月額は、賃金台帳に記載された各月の給与支給額と一致しており、これに基づき計算すると請求期間の標準報酬月額は26万円となり、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

加えて、標準報酬月額の随時改定が行われる要件の一つに、基本給等の固定的賃金の変動があることが含まれており、稼働実績により支給される時間外手当は非固定的賃金であるため、時間外手当の変動のみでは随時改定は行われない。

なお、D税務署から提出された請求者に係る令和元年分から令和3年分までの所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告書B、同税務署の陳述等によると、請求者は、A社から解決金の支払を受けたことにより、令和4年6月に、令和元年分から令和3年分までの所得税等の確定申告を行っているものの、同税務署から提出された請求者に係る令和元年分から令和3年分までの所得税等の更正の請求書、更正決議書等によれば、請求者は、令和5年5月に、同社からの解決金について「非課税収入を給与収入として申告してしまったため。」として、所得税等について更正の請求手続を行い、上記の確定申告により納付した所得税等について還付を受けていることから、同解決金は、給与収入ではなかったと思料される。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。